



# 避難所運営マニュアル



**富士見市**  
2018年(平成30年)

# < 目 次 >

I. 避難所運営マニュアルの目的	1
II. 避難所の運営に関する具体的な手順	2
III. 避難所運営組織体制	3
IV. 役割を細分化した班構成	4
総務班	4
情報班	6
救護班	7
食料班	8
物資班	9
環境班	10
V. 避難所運営のポイント	12
1. 避難スペースの確保	12
2. 避難者の振り分け	13
3. 用途に応じたスペースの確保	14
4. 避難者の健康管理	16
5. 女性等に配慮した避難所運営	18
6. 高齢の方、障がいをお持ちの方等に配慮した避難所運営	19
7. 障がいの態様に応じた対応	20
様 式 集	21

# Ⅰ．避難所運営マニュアルの目的

大規模災害が発生した場合は、家屋の倒壊・破損やライフラインの途絶により、多くの市民が避難所生活をしなければならないことが予想されます。

阪神・淡路大震災の際、行政主体の避難所運営に様々な問題が発生したことから、東日本大震災では住民等による自主運営が行われた避難所も多く見られました。そこでは自主運営組織の有無が避難所生活の環境に大きく影響したといわれています。

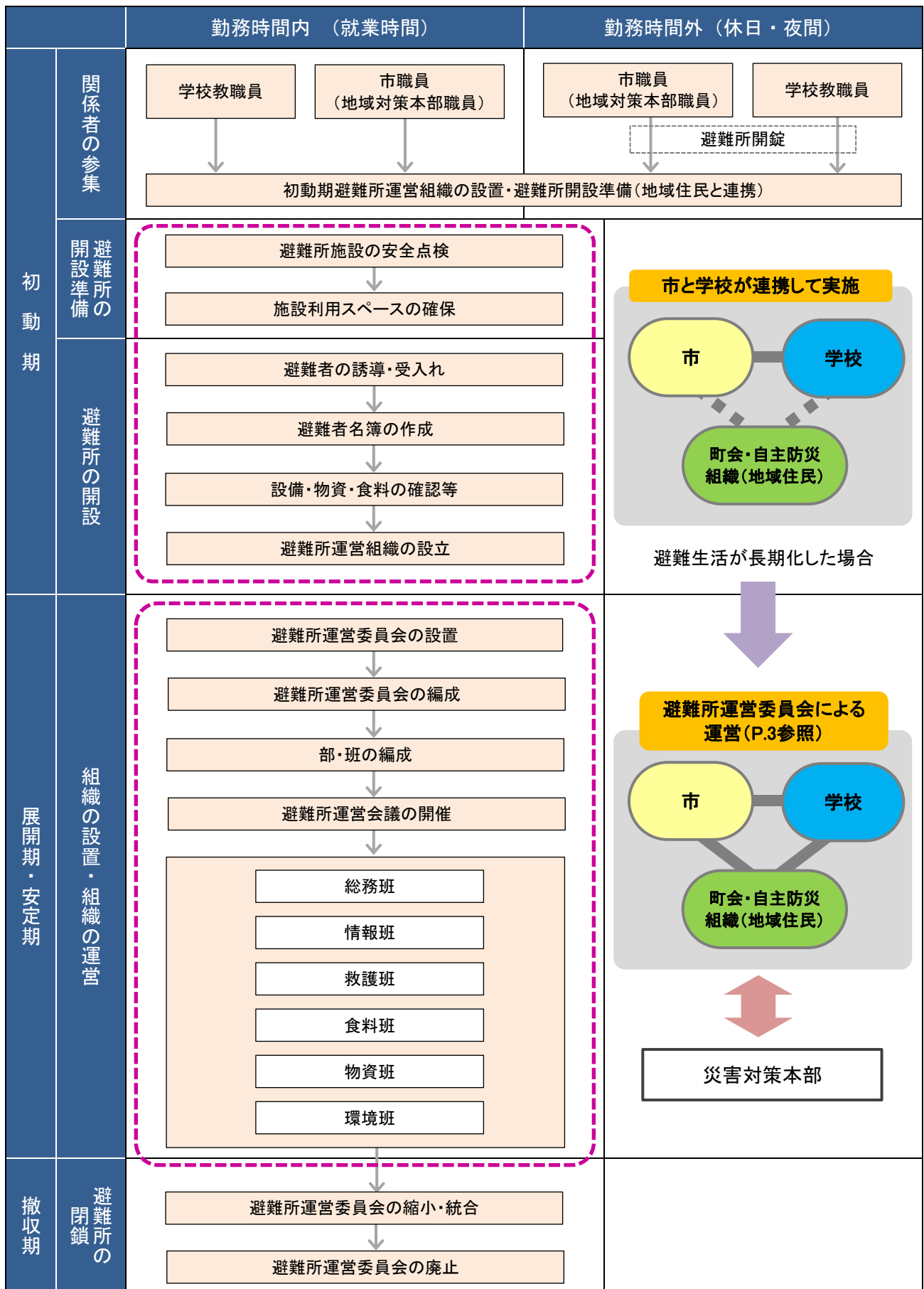
また、熊本地震では、最大震度7の地震を2回観測し、継続した余震活動への不安等から車中泊を選択する被災者が数多くみられたほか、ペットとの避難に対する対応など、新たな避難所における課題も表出しました。

大規模な災害が発生したとき、地域の皆さんが安心して避難所生活を送れるように、避難所の運営体制を迅速に確立し、円滑に推進する必要があります。

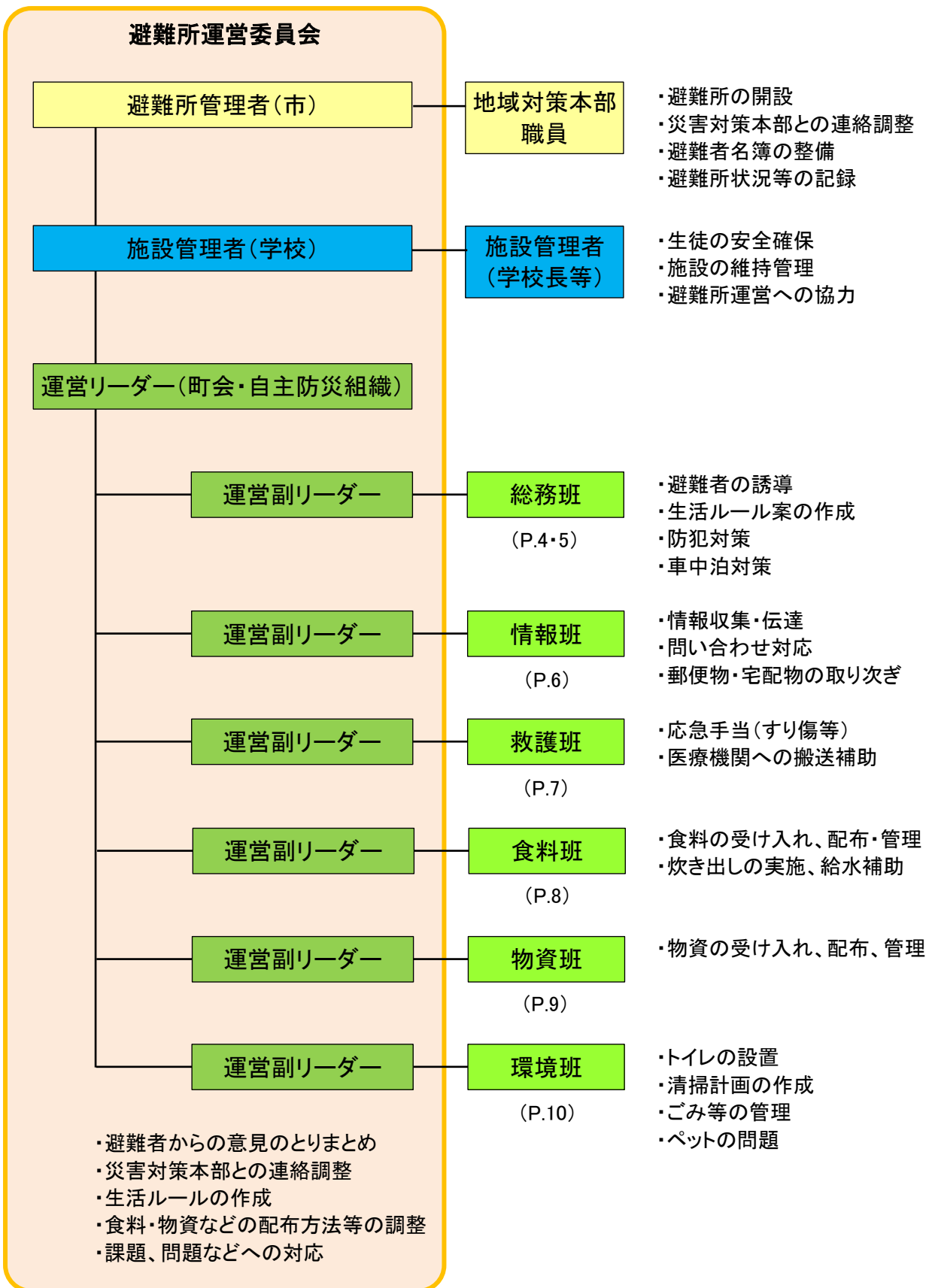
避難所の運営については、地域住民や市職員、教職員等との連携が必要であり、そのため避難所ごとに実情にあった運営マニュアルを作成し、予想される課題や範囲をあらかじめ示し、いつ、誰が、何を、どのように行うべきかを理解することが大変重要です。

この避難所運営マニュアルは、円滑な避難所運営を行うための基本的なルール等を定めたものですので、避難所運営の際に避難所カルテとともに参考にさせていただくようお願いします。

## II. 避難所の運営に関する具体的な手順



### III. 避難所運営組織体制



## IV. 役割を細分化した班構成

### 総務班

#### 【主な役割】

- ・避難者の誘導
- ・生活ルール案の作成
- ・居室空間及び共同利用場所の確保・管理
- ・避難者（及び支援を必要とする在宅被災者）の名簿作成、管理、避難者の入所・退所等の状況把握
- ・防火・防犯等
- ・運営委員会の庶務・記録
- ・災害対策本部との連絡・調整
- ・ボランティアの受入・管理

#### ■ 避難所レイアウト（各避難所カルテを参照）

（１）共同で利用する空間を確保します。

- ①運営本部室、②受付、③掲示板及び掲示場所、④面会室、談話室、⑤公衆電話、⑥救護施設（保健室）、⑦調理場所、⑧食堂、⑨更衣室、⑩洗濯場、物干し場、⑪仮設トイレ、⑫ごみ置き場、⑬シャワー、⑭喫煙場所、⑮住民用車両駐車スペース、⑯ペットの収容場所  
※応急教育、学校再開に必要な場所を確保し、関係者以外は立入禁止とする。

（２）校庭等に集合待機している避難者を町会・家族単位等で把握し、部屋の割り振りを行います。

- ※避難スペースの目安は、避難者１人あたりの面積が $2\text{ m}^2$ です。  
※世帯同士の区画の境界は敷物等で区別します。  
※物資の搬入等が効果的に行われるよう通路等の動線を確保します。  
※状況が落ち着いたら、仕切りや畳を敷くなどして、個人の空間を確保できるようにします。

（３）収容時には、高齢の方、障がいをお持ちの方等の要配慮者とその家族等支援者のためのスペースを優先的に確保します。

避難場所での共同生活が困難な要配慮者がいる場合には、避難所施設の中で居室を別にするなどの配慮をします。さらに、避難所での生活が難しい方がいる場合には、災害対策本部と協議し、福祉避難所の開設を検討します。

（４）ペットと同行避難された方のために、屋外にペット受け入れスペースを設けます。

- ペットと同行避難された方がいた場合は、避難所カルテを参考に避難所の敷地内の屋外にペット受け入れスペースを設け、飼い主の責任で飼養していただきます。  
ペットの屋内への避難は基本的にできません。

（５）外国人の方に配慮した避難所づくりに努めます。

外国人の方が避難してきた場合は、簡単な日本語でゆっくり話したり、外国語ができる方の協力を得たりして対応するよう努めます。

## ■ 避難所誘導

避難者を町会等の単位で、室内に誘導します。

## ■ 避難者名簿の作成・管理

- (1) 避難所に避難してきた方の避難者名簿の作成をし、避難者数の把握をします。
- (2) 避難所生活の長期化等に伴い、避難者が新たに入所または退所する場合、避難者名簿への反映を行い、正確な避難者数の把握に努めます。

## ■ 災害対策本部との連絡・調整

- (1) 災害対策本部に避難者数や被害状況の報告をします。
- (2) 各班からの情報をとりまとめ、災害対策本部へ連絡します。

## ■ 生活ルール

避難場所では多くの方が限られた空間で共同生活をする事になり、避難者が互いにルールを守って生活を送ることが必要です。女性、子ども、若者、高齢の方、障がいをお持ちの方等の多様な方の意見を踏まえルールづくりを行います。

トラブルも予想されるため、最低限守らなければいけない避難場所生活のルールを確立していくことがポイントになります。生活ルールは、公開の場で「自分たちで決めた」という手続が必要です。

生活ルール（例）

生活時間	会議の開催日程。食事、消灯、風呂、洗濯の時間。
生活空間	携帯電話の使用、土足厳禁の場所。
当番	トイレやごみ捨て場の清掃、食事の配給。
プライバシー	むやみに他の居室や区画に出入りしない。
トイレの清掃	朝〇時、昼〇時、夜〇時に、当番制で行う。
ペット	犬、猫などを室内に入れることの禁止。飼養スペースの検討。
電化製品	ストーブ、電気毛布、カセットコンロの使用場所。
喫煙	所定の場所以外禁止。

## ■ 車中泊者の情報収集

車中泊者に対して避難者名簿作成・管理をします。

## 情報班

### 【主な役割】

- ・ 情報収集、発信、伝達等
- ・ 安否確認等問い合わせへの対応及び避難者の呼び出し・郵便物・宅配便等の取次ぎ
- ・ 避難者に対する、運営委員会が決定した事項の伝達

### ■ 情報収集、発信、伝達

- (1) 防災行政無線、市の広報車、ラジオ等様々な方法により防災情報や市内の被害状況等の情報収集に努めます。
- (2) 情報を伝達する場合には掲示板を用いるように徹底します。掲示板は入り口付近の目に付きやすい場所に設置します。
- (3) 皆に知ってもらいたい重要な情報は掲示板のほかに居室等にも張り出します。  
重要な情報の例としては、①本日入手した情報 ②避難情報等の防災情報 ③市内の被害状況 ④市からの広報 ⑤病院などの情報 ⑥ライフライン情報 ⑦仮設住宅の入居案内などです。
- (4) 情報には掲載の日時を入れるようにします。
- (5) 障がいをお持ちの方や外国人の方に対して、情報の入手や伝達、正しい理解ができるように文字の大きさや分かりやすい表現等に配慮します。

### ■ 安否確認への対応

- (1) 発災直後は、電話や来訪者による避難者安否確認の問い合わせが殺到することが予想されます。作成した避難者名簿により迅速に対応します。
- (2) 避難者にNTT災害伝言ダイヤル171等の利用を促します。

### ■ 郵便物・宅配便等の取り次ぎ

- (1) 避難者の人数が多い場合は、郵便物は受付で一括して受け取り、呼び出し等を行い避難者に渡します。
- (2) 必ず郵便物等受付簿を作成するなど、紛失には十分注意します。

### ■ 取材への対応

- (1) 取材を受けるかどうか、取材者に対してどのような対応をするかについては、避難所運営会議で決定します。
- (2) 取材及び調査に対しては、避難所の代表（運営本部長など）が対応するか専門のマスコミ担当者を配置します。



## 救護班

### 【主な役割】

- ・ けが、急病等の傷病者に対する応急的な処置
- ・ 医療機関への搬送補助
- ・ 医療補助、介護活動
- ・ 高齢の方、障がいをお持ちの方、外国人の方等の要配慮者や妊産婦に対する支援
- ・ 避難施設内の子どもの保育活動及び支援

### ■ 救護活動

- (1) 保健室等の適当な場所を確保し、傷病者の救護活動を行います。
- (2) 応急処置者、人的被害、応急医療資器材等の状況を把握します。
- (3) 高次医療の必要な傷病者を後方医療機関への転送を補助します。
- (4) 医療ボランティアの要請と受入を行います。
- (5) 要配慮者、慢性疾患で療養の必要な避難者が福祉避難所や医療機関に移転できるように補助します。
- (6) 妊産婦の方等に配慮します。

### エコノミークラス症候群に注意して生活しましょう

エコノミークラス症候群とは、食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に足を動かさず座っていて血行不良が起こり、血液が固まりやすくなってしまい、その結果、血の固まり（血栓）が血管を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを引き起こす症状です。

エコノミークラス症候群を予防するために、以下のことを心掛けましょう。

- (1) ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- (2) 十分な水分をこまめに取り取る。
- (3) アルコールを控え、できれば禁煙する。
- (4) ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- (5) かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもんだりする。
- (6) 眠るときは足をあげる。

## 食料班

### 【主な役割】

- ・ 避難者に対する食料の供給・炊き出しの実施
- ・ 食料の調達、受入、管理、配布
- ・ 飲料水の調達、受入、管理、配布
- ・ 炊き出しボランティアへの指示
- ・ 不足している食料の名称及び数量の把握・報告・食中毒の防止に関すること

### ■ 食料の配布

- (1) 食料の供給は「平等」を原則としますが、状況に応じて要配慮者等に優先的に配布することを検討します。
- (2) 供給票などを活用して混乱のないよう、また、できるだけ全員に行き渡るよう配布するようにします。
- (3) 食料の配布基準をルールとして定めます。

### ■ 食料の受入・管理

- (1) 応援物資として避難所に届いた食料の受入体制を整えます。
- (2) 賞味期限等に注意して、届いた食料が無駄にならないよう管理します。
- (3) 避難者数に対して食料が足りない、または余っているなどの情報を災害対策本部へ報告します。

### ■ 炊き出し

- (1) 炊き出しは多くの人手を要します。できるだけ多くの避難者に声をかけ、一部の人に負担がかからないようにします。
- (2) 食中毒に注意をします。生ものは避け、加熱処理をします。夏季は特に食中毒の発生に注意します。食器は使い捨て容器を使うようにします。



## 物資班

### 【主な役割】

- ・ 避難者に対する物資の供与
- ・ 物資の調達、受入、管理、配布
- ・ 不足している備蓄物資及び救援物資並びに生活必需品の名称及び数量の把握と報告
- ・ 防災資機材や備品の管理
- ・ 在宅被災者のための物資の窓口の設置

### ■ 物資の配布

- (1) 物資の供給は「平等」を原則としますが、状況に応じて高齢の方、障がいをお持ちの方等の要配慮者や子ども・妊産婦等に優先的に配布することを検討します。
- (2) 町会単位で配布場所、時間を定め、供給票を配布して支給するなど混乱の防止に努めます。
- (3) 物資の配布基準をルールとして定めます。
- (4) 女性の物資担当者を配置し、女性用下着や生理用品の配給、女性が必要とする物資の要望を受け付けます。

### ■ 物資の受入・管理

- (1) 応援物資として避難所に届いた物資の受入体制を整えます。
- (2) 避難者数に対して物資が足りない、または余っているなどの情報を災害対策本部へ報告します。
- (3) 物資の受入の人手が足りない場合は、他の班やボランティアの協力を仰ぎます。



### 食料や水の最低3日分の備蓄に努めましょう

富士見市地域防災計画における備蓄計画では、市で1.5日分、県で1.5日分、市民で3日分の備蓄をすることとなっています。

これにより、市としましては、避難所である各小中学校に、想定避難者数の1.5日分の食料等を備蓄しております。

しかしながら、災害時においては、市や県で備蓄しているものでは十分でない場合が考えられません。

市民の皆さん自身も、食料や水、簡易トイレ等を3日分（できれば7日分）備蓄し、災害に備えましょう。

また、日頃から自宅で食べているもの（カップめん、レトルトカレーなど）を少し多めに用意しておくことで、災害時においても普段から食べ慣れているものを食べることができる、ローリングストック法という備蓄方法があります。

富士見市防災ガイドブック等を参考にしながら、自らの備えをお願いします。

## 環境班

### 【主な役割】

- ・ トイレ、ごみ置き場、風呂の設置及び衛生管理・トイレの清掃
- ・ 避難施設内の清掃及び整理整頓
- ・ 避難施設内の冷房・暖房等生活環境
- ・ ペットの飼育に関する指導
- ・ 生活水の確保、管理、使用

### ■ 衛生管理

- (1) 施設の清掃は、清掃計画を作成し、当番制で行います。
- (2) 清潔の保持のため、土足厳禁の区域を設定します。
- (3) 手指の消毒として消毒用アルコール、逆性せっけん等を設置し、感染症の予防に努めます。
- (4) 避難者が連れてくるペットの飼養場所を決めます。

### ■ 生活用水

	飲料用・ 調理用	手洗い・ 洗顔・歯磨き	風呂・洗濯	トイレ
ペットボトル飲料水	◎	○		
災害用貯水タンクの水	◎	○		
給水車の水	◎	○	△	
浄排水場施設の水 非常用災害井戸	◎	○	△	
ろ過水	△	△	○	○
プール、河川水	×	×	×	◎

◎：最適な使用方法

○：使用可

△：やむを得ない場合のみ使用可 ×：使用不可

### ■ 風呂・シャワー

- (1) 避難場所における生活が長引く場合には、風呂やシャワーの確保も大きな問題になります。近隣の親戚、知人へのもらい湯、公衆浴場の利用を避難者に対し推奨します。
- (2) 仮設風呂やシャワーが設置されたときには、平等に利用の機会を割り振りますが、状況に応じて、高齢の方や障がいをお持ちの方等の要配慮者に配慮した割り振りを行います。
- (3) 更衣室をしっかりと分けるなど、女性等のプライバシー保護に配慮して設営します。

## ■ トイレ

- (1) トイレは次の条件に合うような場所に設置します。
  - ①井戸や食堂に近くないところ。
  - ②汲み取り式トイレの場合は、バキュームカーの出入りがしやすいところ。
  - ③電源と清掃用の水が確保しやすいところ。
- (2) 清掃当番をすぐに決め、衛生点検を行います。
- (3) 排水の可能なトイレは、プール等の水を利用して使用します。
- (4) トイレの確保個数の目安
  - ①災害発生当初は、避難者約50名あたり1基
  - ②その後、避難が長期化する場合には、約20名あたり1基
  - ③トイレの平均的な使用回数は、1日5回(避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月内閣府)より)
- (5) 高齢の方や障がいをお持ちの方、女性等に配慮したトイレ使用のルールを決めます。

## ■ ごみ処理

- (1) ごみの集積場は次の条件に合うような場所に設置します。
  - ①清掃車の出入りがしやすいところ。
  - ②居室から離れ、臭いが防げるところ。
  - ③直射日光があたりにくいところ。
  - ④屋根があるところ。
- (2) 清掃当番をすぐに決め、衛生点検を行います。
- (3) 生ごみの保管に注意します。市によるごみの回収ができないときは、可能な限り分別して減量に努めます。

## ■ 避難者と共に避難したペットの取扱い

- (1) 避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、屋内へのペットの避難は原則禁止(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し使用させることとします。
- (2) 飼い主は日頃からペットのしつけ、ペット用の備蓄品の準備をしておき、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとします。
- (3) 居室以外の専用スペースで使用した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとします。

# V. 避難所運営のポイント

## 1. 避難スペースの確保

避難所では様々な用途に応じた空間（スペース）の確保が必要であり、当初に避難者を割り当てたスペースから、その後移動してもらうことは余分な時間を要する等困難である可能性があるため、避難所カルテを参考に予め使用目的を決めます。

### 避難スペース確保のポイント

- ・発災直後には多くの避難者が避難してくることが予想されますが、共有スペースとしての救護室や、物資保管部屋、要配慮者用の部屋等は避難者の立入制限を行う必要があります。
- ・平時から避難所の平面図を作成し、**事前にスペースの割り振りを決めておく**ことで、実際の災害時の円滑なスペースの確保に繋がります。
- ・居住スペースについては、避難者の占有面積の目安は2㎡以上／1人ですが、**実避難者数と収容スペースを考慮して割り当て**を行います。
- ・また、屋外駐車場は物資の搬入や、屋外テント設置のためのスペースとなる可能性がありますので、**私的な駐車スペースの使用は制限**します。また、大規模災害であれば、ボランティアの活動拠点としての利用も想定されるため、避難所周辺の広場や公園等の確保も早期に検討しておくことが理想です。
- ・熊本地震での教訓を受け、大規模災害の場合、避難所へ車等で避難し、そこで生活する「車中泊避難者」もいる可能性があるため、「避難所カルテ」を参考に車中泊避難者への対応を検討します。

避難所カルテの例

避難所カルテを参考に、  
避難所のレイアウト、  
避難者の避難場所などを  
考えましょう。



富士見市指定避難所詳細図  
(避難所カルテ)  
指定避難所名:富士見市立鶴瀬小学校

区分番号	概要
1. 被災者受付	避難所開設時からの被災者に対する受付の場
2. 受付係配置	受付係の配置(受付係、受付係補助)
3. 避難物資保管	避難物資の保管(避難物資、避難物資の保管)
4. 受付係配置	災害時に避難する被災者に対する受付係の配置
5. 避難所開設場所	避難所開設時(避難所)の開設場所
6. 避難所の使用	災害発生時の避難所としての使用
7. 避難所必要物資一覧	避難所として必要とされる物資(避難所一覧(4-4)を参照)
8. 避難所開設の日時	災害発生時(避難所)の開設日時(避難所一覧(4-4)を参照)

2018年(平成30年)  
富士見市

## 2. 避難者の振り分け

避難者の居住スペースへの振り分けは、原則町会単位で行います。また避難者の不安解消のためにも、乳幼児や、高齢の方などがいらっしゃる家族に関しては、可能な限り同じ環境の家族同士が一緒になるような振り分けが有効です。

多くの避難者が避難してくる場合、様々な状況の方々が存在しますので、避難者同士のトラブルを回避するためにも早期の振り分けが重要となります。

### 災害の教訓

- ・東日本大震災の被災市町村の中には、発災直後の受け入れの際に、Aの部屋（もしくはスペース）では〇〇地区の住民を受け入れ、Bの部屋（もしくはスペース）では●●地区の住民を受け入れるといった割り振りを行っていたという事例がありました。避難所生活が長期化した場合は、コミュニティの確立が避難所運営の観点から重要となってくるため、**初期の段階で地区毎の避難者をまとめておく**ことが必要です。
- ・家族で避難してくる場合、家族の一部だけ先行して避難してくることも想定されますので、遅れて避難してくる家族の分も考慮した上で振り分けることが理想です。
- ・避難所に和室等がある場合は、**優先的に要配慮者への割り振り**を行うことも必要です。  
また、東日本大震災の被災市町村の中には、**お年寄りは階段の上り下りが困難なため、優先的に1階の部屋を提供**するという事例がありました。
- ・帰宅困難者や滞留旅客が避難してくることも十分あり得るため、一時避難者用の部屋（もしくはスペース）の確保も検討する必要があります。
- ・**ペット同伴で避難する住民も多く存在**することが予想されます。東日本大震災の被災市町村には、外にゲージを設けてペットは外で飼ってもらうことで統一するといった、市町村それぞれの状況に応じた対応事例がありました。  
なお、犬・猫を問わず首輪を付けて管理することも有効となります。

### 高齢の方、障がいをお持ちの方など要配慮者の居場所の工夫

- ・車いす利用者 ⇒ 通路にすぐに出やすい通路側に
- ・視覚障がい者 ⇒ 自分の位置が把握しやすい壁際に
- ・聴覚障がい者 ⇒ 掲示板の近くなど、視覚情報が入手しやすい場所に  
筆談用に筆記用具、メモ用紙などを準備
- ・認知症・知的障がい・自閉症の方 ⇒ 静かで落ちつける場所



### 3. 用途に応じたスペースの確保

避難生活の長期化が想定される場合、居住スペースの確保のみならず、様々な用途に応じた部屋（スペース）の確保が必要となります。

特に高齢の方、障がいをお持ちの方、女性などに配慮したスペースの確保が求められます。

避難所カルテを参考にしながら、状況に応じてスペースを振り分けます。

#### 災害の教訓

##### <用途に応じたスペースの事例>

##### ・居住スペース

→体育館のスペースを居住地区単位で振り分け、要配慮者がいる世帯は、別の部屋やスペースに振り分けます。

##### ・運営本部室

→避難所の本部となる場所です。情報の集約や、災害対策本部との調整はここを介して行います。

##### ・物資置き場

→搬入の際に利便性の良い場所を選択します。東日本大震災では、要望をしていない食料や物資が大量に届き、円滑な物資提供ができない事例が多々ありました。

##### ・救護室

→発災直後には負傷者の受け入れ場所ともなるので、比較的入口から近い場所にします。長期化した場合には、医師や保健師の巡回も想定されるため、簡易ベッドの配置も必要になります。

##### ・更衣室

→和室等の使用が理想であり、男女毎に設置する必要があります。部屋の確保が困難な場合は、更衣スペースを設け目隠しを設置します。東日本大震災でも、更衣スペースに関する女性への配慮が問題となりました。

##### ・授乳スペース

→東日本大震災では、女性の更衣室の確保と同様授乳スペースの確保も問題となりました。

居住スペースのパーティション等での仕切りでは不十分であり、専用のスペースもしくは部屋の確保が必要です。

##### ・受付

→入口のすぐ近くに設置します。ボランティア、マスコミ、来所者のすべてが受付を介するようになります。



・喫煙所

→住民間のトラブルの原因となるため、原則屋外に設けます。

・仮設トイレ

→衛生、臭気の問題があるので原則外に設置するとともに、手洗い場の設置にも努めます。  
→夜間の利用も考慮し、また、防犯上、居住施設から離れすぎない場所で、照明を設置することも必要です。

・洗濯場

→洗濯物を干すことができる日当たりの良い場所で、共用場所と女性専用の場所を確保します。  
ある程度早期の段階から、洗濯場のスペースの確保は必要とされます。  
→東日本大震災での被災市町村では、共用スペースは外に、女性専用スペースは屋上に設けるといった事例がありました。

・ゴミ集積所

→衛生、臭気の問題から屋外にスペースを設けることが必要になります。

・ペット受け入れスペース

→過去の災害においても、避難所におけるペットの受け入れは課題となっています。  
富士見市では、避難所に同行避難してきたペットは、敷地内の屋外に受け入れスペースを設け、そこで飼い主の管理のもと飼養していただきます。  
鳴き声やアレルギー等の問題から、ペットと同室での避難はできません。

・車中泊用駐車スペース

→熊本地震では、最大震度7の地震を2回観測し、継続した余震活動への不安等から車中泊を選択する被災者が数多くみられました。車中泊避難者用駐車スペースを設けるよう努めます。



ペットの災害対策をしっかり行いましょう

災害が発生した場合、多くの飼育されているペットも被災することが想定されます。

避難所に避難してきたペットは飼い主の管理のもと飼養していただくため、ペットフードや水を自身で用意しておく必要があります。

また、避難所ではケージ等での飼養となるため、いざというときにペットが嫌がらないように、ケージになれる練習等をしておくほか、人や動物に必要な以上に吠えたり鳴かないようにしたり、決められた場所で排泄できるような普段からのしつけをしっかりとっておきましょう。



## 4. 避難者の健康管理

### ①感染症予防対策

集団生活を行う避難所生活では、大勢の避難者や関係者が出入りするため、感染症への配慮が必要となってきます。

※ノロウイルス対策としてのビニール手袋や専用消毒液の備蓄も有効。

#### 災害の教訓

- ・避難所に出入りする方々には、こまめにうがいや手洗いを働きかけます。ただし、**発災直後はライフラインも被災して、水道水が使用できないことも想定されますので、避難所の入口に擦り込み式エタノール剤を配備する等の対応が必要です。**
- ・**避難所内でのインフルエンザや風邪の蔓延を防ぐために、マスクの着用を呼び掛けます。**
- ・発熱、嘔吐、下痢等の症状が複数人から発生した場合は、避難所内での感染拡大を防ぐための対応が必要です。東日本大震災における被災市町村の中には、**ノロウイルスの疑いのあった避難者を迅速に別室に隔離**したことによって、避難所内での感染拡大を防いだ事例がありました。ただし、救急搬送等も考えられるため、医療機関との連携を図っておくことは欠かせません。

### ②エコノミークラス症候群対策

避難所生活では、体を動かす機会が減ることにより血栓ができるエコノミー症候群に対する予防や対応が必要です。定期的に体を動かすこと、十分な水分確保を呼び掛ける必要があります。

また、朝のラジオ体操を行ったり、午後にストレッチ運動を行う等決まった時間に運動することも有効です。

特に避難所生活を避けた、車中で生活する避難者の方への情報提供は不可欠です。

#### 災害の教訓

- ・熊本地震では、車中泊が原因による静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を発症する被災者もみられ、車中泊者への対応が課題として指摘されました。

### ③こころのケア対策

発災直後からの初期医療が落ち着いてきた頃から、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等のこころの病に対するケア対策が必要となります。

#### 災害の教訓

- ・保健師の避難所巡回といった保健医療のサービスを行い、避難者の悩みや健康相談を行うことはこころのケア対策の重要な役割となります。
- ・市職員や他市町村、他県からの応援職員に対しても同様に、ケア対策を行うことも重要な対策の一つです。

#### ④栄養バランスを考慮した食事の提供

避難者への食事の提供は、非常食から運営組織による炊き出しなどに移行されますが、長期化すると同じような食事になりがちです。偏った食事になっていないかチェックをし、栄養バランスのとれた食事を提供することが必要です。

##### 災害の教訓

- ・大規模災害の発災直後は、混乱した中での食事の提供を行うことになるので、カンパンやアルファ米といった非常食または、おにぎり、パンといった食料支援物資の提供を行います。
- ・発災初期は食料物資の不足も予想されますので、配布に当たっては避難者全員が納得するような形をとる必要があります。

東日本大震災での被災市町村の中には、全員分の何らかの食料が確保されるまでは、配布しないケースもありましたが、**お年寄りや子どもたちを優先的に配布した等の事例もあり、一人でも早く分配をする様、説明を行いつつ、進める必要があります。**

- ・炊き出しなどの食料供給ができる場合には、栄養バランスや献立に配慮した食事の提供を行う必要があります。

また、避難者の中の栄養士の資格を持った方等のアドバイスを受けることも効果的です。

- ・**お年寄りやアレルギー体質の方には特別な配慮が必要**となります。献立にアレルギー表示をする等きめ細やかな対応が必要です。

#### ⑤持病のある避難者への対応

持病があり、家庭療養している避難者への対応も考慮する必要があります。

##### 災害の教訓

- ・東日本大震災では、避難所を訪れる医者が定期的に交代したこともあり、避難所単位でカルテ（診察記録、薬の配布状況等）を作成し利用することで、医師間のスムーズな引継ぎを行うことができたという事例がありました。

#### ⑥入浴機会の提供

入浴（又はシャワー）が健康管理の面で重要であることは言うまでもありません。早期に入浴施設の手配を行うことが重要です。

##### 災害の教訓

- ・東日本大震災では、入浴施設の確保がとても困難であったこともあり、被災市町村の中には湯沸かし器が使用可能だったことから、洗髪コーナーを設置し提供した事例がありました。入浴までは困難な場合でも、体はウエットティッシュやタオルで拭けますが、洗髪をするためのスペースを確保することが必要となります。

## 5. 女性等に配慮した避難所運営

### ①運営体制

円滑な避難所運営を行うにあたり、男性と女性の性差に配慮した体制にすることが必要です。生理用品や下着など、女性特有の物資については、女性の担当者からの配布を行うよう配慮したり、女性が人目を気にせず避難所生活を送れるよう、専用の部屋及びスペースも確保する必要があります。

また、セクシュアル・マイノリティの方々もいることを念頭にいれ、配慮した避難所運営を行いましょう。

### ②専用スペースの確保

#### ○専用の更衣スペース

女性専用の更衣室を確保し、また空間的余裕がない場合は体育館等の一角を更衣スペースとして確保します。また化粧や身だしなみを整えるためのスペースや授乳スペースについても別に確保するとともに、性犯罪等を誘引したりすることがないように、専用スペースの周知の方法についても検討するとともに、案内表示に工夫を施すなど、女性の安心・安全を心がけます。

#### ○妊産婦への配慮

妊産婦に対しては、安静に過ごすことができるスペース確保に努める必要があります。

また、妊娠初期の方に対しては、見た目では妊娠しているとはわからないため、避難所運営関係者や保健・医療関係者が、遠慮なく本人や家族から配慮を申し出てもらえる機会を設定する必要があります。

#### ○洗濯場、専用トイレの確保

避難生活が長期化し、洗濯の必要が出てきた場合には、物干し場所として女性専用のスペースを設ける必要があります。またトイレについても、避難所設置初期は、男女の区別なく共用のものとして設置される場合もありますが、長期化した場合は一部は女性専用とし、別々の場所に配置するといった配慮が必要です。夜間には、防犯上、その配置や照明の設置や見回り等も検討します。

### ③セクシャル・マイノリティの方々への配慮

セクシャル・マイノリティの方々への配慮や、相談できる環境づくりに努めます。

### ④専用相談窓口の設置

妊娠や生理に伴う身体や心へのストレスなど、女性特有の悩みや相談事項は、女性専用の窓口を設けたり、相談窓口には女性スタッフを配置するといった配慮を行い、女性のニーズを避難所運営に反映します。相談窓口においては、プライバシーの管理を徹底し、安心して相談できる環境づくりに努めます。

## 6. 高齢の方、障がいをお持ちの方等に配慮した避難所運営

### ①運営体制

体の不自由な方々へのサポートについての枠組みを事前に検討しておく必要があります。混乱の中で支援が効果的に実行できるよう、**避難者名簿作成時に障がいをお持ちの方を把握**しておきます。

### ②スペース

お年寄りの居場所を配慮（トイレに近いところ、暖房の重点配置など）し、避難所に**和室等がある場合は、優先的に要配慮者への割り振り**を行います。

集団生活に適応しにくい人々には二次的避難所を設けるなどの配慮が必要です。

#### 災害の教訓

- ・東日本大震災ではトイレ付近の人からノロウイルスに感染した事例もあり、高齢の方の居住スペースを検討する際には衛生問題にも配慮する必要があります。

### ③設備

案内所・物資配布所・トイレ等の表示は、大きい表示板・色別テープなどで分かりやすくしておきます。要配慮者のため**移動しやすい環境の整備（段差の解消、通路幅の確保、障害物を置かない等）**が大切です。

また体の不自由な方々が利用しやすいように洋式トイレ、障がいをお持ちの方用のトイレ（テント式の簡易トイレ、箱型の仮設トイレ）の整備についても検討しておきます。

### ④食事

高齢の方や障がいをお持ちの方への優先配布を考慮する必要があります。

#### 福祉関係団体との協議における意見

- ・東日本大震災では、**供給を待つ際に高齢の方が長時間並ぶことが困難**であるとの課題が生じたため、**高齢の方に配膳による食事の提供**の検討が必要になります。
- ・避難者に理解してもらうことが必要になりますが、物資をただ平等に配布するだけでなく、避難所ごとに状況も考慮した判断ができるリーダーが必要です。

## 7. 障がいの態様に応じた対応

### ①視覚障がい者

盲導犬・聴導犬・介助犬は、身体障害者補助犬法に基づき、**障がいをお持ちの方のそばにいられるように**します。

また、視覚による危険の察知が困難なので、**音声により具体的な言葉で周辺の状況を説明**する必要があります。情報の点字、音声化など、状況に応じてガイドヘルパーの派遣等も検討してください。

#### 福祉関係団体との協議における意見

- ・視覚障がいをお持ちの方は、避難所内を移動することが難しく、出来るだけ動かずに我慢してしまう可能性があるため、**介助者や家族を同じ場所にいられるようにしておく**必要があります。
- ・盲導犬は可能であれば避難所内でも一緒に過ごせるように配慮し、必要に応じて協会に預かってもらうことを検討します。

### ②聴覚・言語障がい者

目に見える方法での情報伝達が必要です。必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣するなどの対応が大切です。

#### 福祉関係団体との協議における意見

- ・聴覚障がいをお持ちの方には耳が聞こえないだけでなく、声を出すことが出来ない人もいることに配慮する必要があります。

### ③知的障がい者

災害の状況を的確に判断するのが困難なため、**わかりやすい言葉で状況を伝える**必要があります。その際、精神的に不安定にならないよう、できるだけ普段から慣れ親しんでいる人が対応することが大切です。

### ④精神障がい者

災害発生に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるため、情報伝達者や避難誘導者はできるだけ普段から慣れ親しんでいる人が対応し、避難所等での対応にも配慮する必要があります。

また、家族の方が、**普段から服用している薬について把握**しておくとともに、避難時に必ず携帯するよう配慮することが大切です。

# 様式集





様式2 避難者名簿

【世帯個票】										避難者名簿（施設名：										）
住所					電話番号					世帯主氏名										
					（固定： 携帯： ）															
避難者氏名		生年月日	性別	年齢	健康上の 留意事項	入退所記録				移動先		安否情報提供記録 (年月日、提供先等)								
			男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
			男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
			男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
			男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
			男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
			男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
			男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
			男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
			男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
			男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
			男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
			男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
避難時における自宅及び付近の状況					<備考>															
					入所受付者氏名：					退所記録者氏名：										

## 避難所状況報告書<第 報>

避難所名： \_\_\_\_\_

日時： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分

送信者		受信者		
避難者に関する情報				
避難 世帯 数	避難所	世帯	避難所	人
	屋外テント	世帯	屋外テント	人
	車中	世帯	車中	人
	在宅	世帯	在宅	人
	帰宅困難者	世帯	帰宅困難者	人
	その他 ( )	世帯	その他 ( )	人
	合計	世帯	合計	人
今後の避難者数の増減の見込み		増加傾向 ・ 減少傾向 ・ 変化なし		
今後の避難所の継続の見通し		継続予定 ・ 閉鎖予定 (時期： _____)		
避難 所 状 況	ライフライン	停電 ・ 電話故障 ・ 断水 ・ ガス停止		
	土砂崩れ	あり ・ 兆候あり ・ なし		
	道路状況	通行可 ・ 片側通行可 ・ 渋滞 ・ 通行不可		
特記事項 (懸案事項、応援職員の必要性、避難者の様子など)				

※発信者側からの送付が困難な場合は、受信者側で聞き取った内容を記載します。

## 避難所生活ルール

※内容はあくまで例示です。状況に応じ修正してください。

この避難所の共通ルールは以下のとおりです。

避難生活をされる方は守るように心がけて下さい。

富士見市災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
  - 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
    - ・委員会は、毎日午前.....時と午後.....時に定例会議を行うこととします。
    - ・委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成します。
  - 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
  - 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
    - ・避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
    - ・犬・猫など動物類を室内に入れることは禁止します。
  - 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
    - ・避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
  - 6 食料、物資は、原則として全員に供給できるまでは配布をしません。
    - ・食料、生活物資は避難者の組ごとに配布します。
    - ・特別な事情の場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
    - ・供給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
    - ・ミルク・おむつなど特別な要望は、.....室で対処します。
  - 7 消灯は、夜.....時です。
    - ・廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
    - ・職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
  - 8 放送は、夜.....時で終了します。
  - 9 電話は、午前.....時と夜.....時まで、受信のみを行います。
    - ・放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
    - ・公衆電話は、緊急用とします。
  - 10 トイレの清掃は、朝.....時、午後.....時、午後.....時に、避難者が交替で行うことにします。
    - ・清掃時間は放送を行います。
    - ・水洗トイレは、大便のみバケツの水で流して下さい。
  - 11 依頼事項について
    - ・公衆衛生のため、手洗い、うがい、消毒、マスク着用を励行して下さい。
  - 12 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は厳禁とします。
- 避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。**

※下線部は、任意に設定します。

※本ルールは、情報共有のため避難者の目の届くところに掲示します。

発行 2018年（平成30年）10月

富士見市 自治振興部 安心安全課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

電話番号 049-251-2711（市役所代表）